



第73号の内容

- ▼5月は消費者月間です
- ▼デジタル関連のよくあるトラブルにご注意ください！
- ▼令和6年度消費者月間行事のご案内
- ▼県内消費生活相談窓口一覧 ほか

5月は消費者月間です



令和6年度消費者月間統一テーマは

デジタル時代に求められる消費者力とは


デジタル化や AI 等の技術が急速に進展する中で、わたしたち消費者を取り巻く取引やサービス、コミュニケーションも急速に変化し、リスクも多様化しています。

デジタルサービスの仕組み・リスクへの理解や、適切な情報を収集する力などをアップデートしていくとともに、「気づく・断る・相談する」というこれまでも必要とされた基礎的な力も引き続き高めていく必要があります。

求められる「消費者力」とは何かを考え、デジタル時代の消費生活を楽しみましょう。

滋賀県消費生活センター 窓口のご案内

相談専用電話

 0749-23-0999

受付時間

月～金 午前9時15分から午後4時まで

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始は閉所します

インターネット消費生活相談もあります（PC・スマホからアクセス）

※インターネット相談はおおむね3営業日以内にメールで返答します

消費者ホットライン

 188（いやや！）

県の消費生活センターや最寄りの市町の相談窓口につながります
土曜、日曜、祝日は国民生活センターの休日相談につながります



（インターネット相談）

デジタル関連のよくあるトラブルに ご注意ください！



事例① ゲーム課金のトラブル

中学生の孫が、私が以前使っていたスマホでゲーム課金してしまい、20万円の請求がきた。スマホには私のカード情報が登録されたままになっていた。カード会社や携帯ショップに相談のうえ、返金申請したが、拒否された。

アドバイス

- 保護者が使っていた古いスマホや子ども専用のスマホで遊ばせる場合は、子ども専用のアカウントを作成し、「ペアレンタルコントロール」機能を利用して、保護者が課金を承認制に設定するなど管理しましょう。
- 未成年が保護者の同意なく契約した場合は取り消すことができます。ただし、子どもが保護者のアカウントでログインして課金した場合は、アカウントの所有者である保護者が決済を行ったとみなされる場合がありますので、注意が必要です。

事例② 定期購入関連トラブル

SNSの広告を見て、ダイエット食品を購入した。初回1700円で、1度きりだと思っていたが、定期購入になっていた。事業者へ連絡すると、4回コースで支払う必要があると言われた。

アドバイス

- インターネット通販では、注文する前に販売サイトや「最終確認画面」の表示をよく確認しましょう。
- いつでも解約可能と表示されていても、電話が繋がらないなど、容易に解約できないような販売業者も存在します。安価にお試しできるとの誘い文句に惑わされず、まず販売業者の情報や評判を入念に確認するようにしましょう。

事例③ ロマンズ投資詐欺のトラブル

出会い系サイトで知り合った男性から暗号資産投資を勧められ、1000万円を支払った。出金しようとする、税金がかかると言って新たに300万円要求され、騙されたと分かった。

アドバイス

- 出会い系サイトやマッチングアプリ等で知り合った相手から紹介された投資サイトでは、運営会社や投資の運用の実態が確認できないことが多く、その資金を取り戻すことは極めて困難となります。このような相手からの紹介で投資するのはやめましょう。

令和6年度消費者月間行事のご案内



●消費者月間セミナー

日時	テーマ	場所
5月28日(火) 14:00～15:55	○デジタル時代のスマート終活 ～もっと豊かな老後のために～ 講師 金融広報アドバイザー 丸山 高信氏	滋賀県消費生活センター 3F 研修室

※詳しくは、滋賀県消費生活センターHP (<https://www.pref.shiga.lg.jp/shohi/index.html>)
をご確認ください。

スマートフォンの方は右のQRコードからWEBにアクセスしてお申し込みください。



●消費者月間パネル展示

日時	場所
5月1日(水)～5月21日(火)	滋賀県庁 3階本館新館連絡通路

くらしの一日講座（出前講座）のご案内

消費生活相談員が地域の自治会等に出向いて、様々な悪質商法の手口や被害の状況、その対処法等について分かり易く説明する**出前講座**を実施しています。是非ご利用ください。
ご利用は無料です！

【講座の実施対象】 滋賀県内に在住またはお勤めの方
(概ね20人以上のグループ)

【お申し込み方法】 講座を希望される日の**40日前まで**に、申込書に必要事項をご記入の上、消費生活センターにFAX、郵送等により提出してください。申込書は、県ホームページで「くらしの一日講座」と検索していただきますとダウンロードできます。申込みを希望される際は、まずはお気軽にお問い合わせください。(TEL 0749-27-2234)

あなたも 消費生活相談員 になりませんか？



消費生活相談員は、国家資格であり、全国各地の消費生活センター等で消費生活相談やあっせんに対応する専門職です。年齢、性別、学歴、実務経験等を問わず、誰でも受験できます。

【受付期間】 **6月17日(月)～7月31日(水) 当日消印有効**

【試験日】 第1次試験 10月19日(土)

第2次試験 12月14日(土) または12月15日(日)

※詳しくは、独立行政法人国民生活センターHP『消費生活相談員資格試験・消費生活専門相談員資格認定制度』(<https://www.kokusen.go.jp/shikaku/shikaku.html>)をご確認ください。



滋賀県内消費生活相談窓口一覧

消費生活相談窓口では、納得できない請求や買物、契約のトラブル、製品事故や多重債務などのご相談をお受けします。お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

相談窓口	住所	電話番号
滋賀県消費生活センター	彦根市元町4-1	0749-23-0999
大津市消費生活センター	大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津4F	077-528-2662
草津市消費生活センター	草津市草津三丁目13-30	077-561-2353
守山市消費生活センター	守山市吉身二丁目5-22	077-582-1146
長浜市消費生活相談室	長浜市八幡東町632	0749-65-6567
近江八幡市消費生活センター	近江八幡市桜宮町236	0748-36-5566
彦根市消費生活センター	彦根市元町4-2	0749-30-6144
栗東市消費生活相談窓口	栗東市安養寺一丁目13-33	077-551-0115
甲賀市消費生活センター	甲賀市水口町水口6053	0748-69-2147
湖南市消費生活センター	湖南市中央一丁目1	0748-71-2360
野洲市消費生活センター	野洲市小篠原2100-1	077-587-6063
東近江市消費生活センター	東近江市八日市緑町10-5	0748-24-5659
高島市消費生活センター	高島市新旭町北畑565	0740-25-8106
米原市地域振興課	米原市米原1016	0749-53-5110
日野町交通環境政策課	蒲生郡日野町河原一丁目1	0748-52-2500
竜王町生活安全課	蒲生郡竜王町小口3	0748-58-3703
愛荘町暮らし安全環境課	愛知郡愛荘町愛知川72	0749-42-7699
豊郷町企画振興課	犬上郡豊郷町石畑375	0749-35-8112
甲良町総務課	犬上郡甲良町在土353-1	0749-38-3311
多賀町総務課	犬上郡多賀町多賀324	0749-48-8120

「くらしのかわら版」第73号（令和6年5月発行）

滋賀県消費生活センター 〒522-0071 彦根市元町 4-1

TEL 0749-23-0999（相談） 0749-27-2234（事務） FAX 0749-23-9030

ホームページ <https://www.pref.shiga.lg.jp/shohi/>

X（旧 Twitter） https://twitter.com/shiga_shohi

Instagram https://www.instagram.com/shiga_shohi/



（ホームページ）



（X（旧 Twitter））



（Instagram）